

放送大学特任教授及び特任荣誉教授の人事の基準に関する規程

平成13年3月7日

放送大学規程第3号

改正 平成15年10月1日、平成19年1月10日、
平成20年7月9日、平成25年3月27日、
平成26年9月10日、平成30年3月14日、
12月12日、令和2年9月23日、令和5年3
月15日・3月22日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則（平成15年放送大学学園規則第3号）第15条第2項及び第15条の2第2項の規定に基づき、特任教授及び特任荣誉教授の人事の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特任教授及び特任荣誉教授)

第2条 放送大学に次に掲げる場合に、特任教授を置くことができる。

- 一 放送大学の教授が定年又は放送大学の教員等の任期に関する規則（令和2年放送大学学園規則第1号。以下同じ。）第3条第6項若しくは附則第2項の規定による任期の満了により退職した後（次号において「定年又は任期満了による退職後」という。）も引き続き学生を教授し、その研究を指導する必要があるとき。
- 二 放送大学の教授が定年又は任期満了による退職後も引き続き主として公認心理師教育推進室（以下「室」という。）の業務に従事する必要があるとき。
- 三 学習センターの運営上必要があるとき。

2 放送大学に、教育上特別の必要があるときは、特任荣誉教授を置くことができる。

第2章 特任教授及び特任荣誉教授

(選考)

第3条 学長は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる場合に、放送大学に置くことができる特任教授及び特任荣誉教授（以下「特任教授及び特任荣誉教授」という。）の放送大学学園就業規則（平成15年放送大学学園規則第4号。以下同じ。）第4条第2項の規定に基づく採用及び放送大学の教員等の任期に関する規則第4条第1項ただし書の規定に基づく再任の選考に当たっては、選考の対象とする者の所属するコース又は室の推薦を経て、採用の可否について評議会に審査を求めるものとする。

2 前項の審査においては、選考の対象とする者の採用の可否について総合的に判断するものとする。判断に当たって議決を要する場合には無記名投票による有効投票数の過半数をもって決するものとし、この場合において、白票は無効とする。

3 学長は、第1項の審査の結果を受けて採用の可否を決するものとする。

4 前条第1項第1号及び第2号に掲げる場合に、放送大学に置くことができる特任教授の選考は、年齢70歳未満の者について行うものとし、特任荣誉教授の選考は、年齢68歳未満の者について行うものとする。

(資格)

第4条 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる場合に、放送大学に置くことができる特任教授は、放送大学の教授である者で、学生の有無及び担当授業の継続の必要性等を総合的に勘案し、引き続き所属するコース又は室において業務を担当することが適当と認められる者とする。

2 第2条第2項に規定する特任荣誉教授は、放送大学の教授である者で、教育研究上の実績、学会等での活動状況及び社会的業績等を総合的に勘案し、放送大学の評価の向上に特に寄与すると認められる者とする。

第3章 学習センター所長である特任教授

(選考)

第5条 学長は、第2条第3号に掲げる場合に、放送大学に置くことができる特任教授の放送大学学園就業規則第4条第2項の規定に基づく採用及び放送大学の教員等の任期に関する規則第4条第2項ただし書の規定に基づく再任の選考にあたっては、評議会の議を経るものとする。

2 前項に定める特任教授の選考は、年齢70年未満の者について行うものとする。

(資格)

第6条 学習センター所長として選考する特任教授は、放送大学の教員の人事の基準に関する規程第4条に規定する教授の資格を有する者で、放送大学の目的に深い理解をもち、かつ、専攻分野の教育研究上の業績及びその関連分野に関する学識がすぐれていると認められる者等とする。

第4章 雑則

(改正の手続き)

第7条 この規程は、評議会において出席評議員の3分の2以上の賛成を得なければ、改正することができない。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年10月1日)

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年1月10日)

1 この規程は、平成19年1月10日から施行する。

2 削除

附 則 (平成20年7月9日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月10日)

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月14日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月12日)

1 この規程は、平成30年12月12日から施行し、平成30年10月22日から適用する。

2 この規程の施行の際現に在職する特任教授及び特任荣誉教授の任期については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和2年9月23日)

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月15日)

この規程は、令和5年3月15日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。